

I 業務運営・財務内容等の状況

(2) 財務内容の改善に関する目標

① 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

| | |
|--------------|--|
| 中期 目 標 | 1) 外部研究資金及び寄附金の獲得 ○ 教育研究の充実・活性化を図るため、外部研究資金や寄附金が獲得できるよう支援する。 2) 自己収入の安定的確保 ○ 教育・研究・社会貢献等の大学の主要な機能の向上を図るため、学外に対する教育研究のサービス向上により、自己収入を安定的に確保する。 |
|--------------|--|

| 中期計画 | 年度計画 | 進捗 状況 | ウェイト |
|--|---|----------|------|
| 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 1) 外部研究資金及び寄附金の獲得に関する計画 | | | |
| 【12】 教育研究の充実・活性化を図るため、産学官連携推進本部及び研究推進本部において、科学研究費補助金等の各種競争的資金を獲得できるよう、教員のインセンティブが高揚するような仕組みを構築する。 | 【12-1】 平成22年度に検討した結果を踏まえ、引き続き各種競争的資金の獲得意欲が向上するような方策の検討を行うとともに、実施可能なものから試行する。 | IV | |
| 【13】 地域産業界との連携強化を図り、大学情報を定期的にホームページ等で提供するとともに、報告会等を行うことにより、寄附金等の外部資金の獲得を支援する。 | 【13-1】 本学と共同研究や受託研究などの実績のある企業、事業協力会会員企業及び学術研究への寄付企業を対象としたシーズ発表会、技術報告会を実施する。 | III | |
| | 【13-2】 教員、産学官連携コーディネーターがニーズ発掘、情報交換のための企業訪問を実施する。 | III | |
| 2) 自己収入の安定的確保に関する計画 | | | |
| 【14】 地域社会との連携強化及び教育研究成果の還元観点から、公開講座の開講や社会人の再教育を積極的に行うことにより、自己収入を安定的に確保する。 | 【14-1】 引き続き、地域社会のニーズを勘案した公開講座、セミナー等の開講、社会人を対象としたリカレント教育の機会の提供について検討を行う。 | III | |
| 【15】 美術工芸資料館所蔵品の貸出しの有料化や、ショウジョウバエ遺伝資源センターの資源分譲に係る料金設定の見直しにより、自己収入を安定的に確保する。 | 平成23年度は計画なし。 | | |
| ウェイト小計 | | | |

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善に関する目標
 ② 経費の抑制に関する目標

| | |
|------|---|
| 中期目標 | (1) 人件費の削減 1) 人件費改革の取組 ○ 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。 (2) 人件費以外の経費の削減 1) 管理的経費の削減 ○ 事務マネジメントシステムの運用や財務情報の分析結果を活用し、管理的経費の削減を促進する。 |
|------|---|

| 中期計画 | 年度計画 | 進捗状況 | ウェイト |
|--|---|------|------|
| 1 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 (1) 人件費の削減に関する目標を達成するための措置 1) 人件費改革の取組に関する計画 | | | |
| 【16】 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。 | 【16-1】 国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成17年度人件費予算相当額に対して△6%程度の人件費削減を行う。 | III | |
| (2) 人件費以外の経費の削減に関する目標を達成するための措置 1) 管理的経費の削減に関する計画 | | | |
| 【17】 事務マネジメントシステムの運用により、事務業務の効率化・合理化を推進し、管理的経費の削減を促進する。 | 【17-1】 事務マネジメントシステムの運用により、事務業務の継続的見直しを図り、業務の効率化・合理化を推進し、一般管理費の抑制に努める。 | III | |
| 【18】 財務情報の分析結果を活用し、予算配分への反映を行うとともに、年度途中のモニタリングを実施し、効率的な予算執行を行うことにより、管理的経費の削減を促進する。 | 【18-1】 引き続き財務状況を適切に把握・分析できる手法により財務分析を行い、その分析結果を予算編成に活用させ、管理的経費の削減を図る。 ----- 【18-2】 | IV | |

| | | |
|--|---|--------|
| | 引き続き年度途中に収入・支出予算のモニタリングを定期的実施し、必要に応じて補正予算に反映させ、効率的な予算執行を促進する。 | IV |
| 【19】 調達方法の見直し等を行うことにより、管理的経費の削減を促進する。 | 【19-1】 複数年契約可能な調達について精査し、実施可能なものは平成23年度契約分から 行い、コストの削減、発注業務の省力化を図る。 | III |
| | 【19-2】 廃棄物品処分費を削減すべく、新たなリサイクルシステムの構築を検討する。 | III |
| | | ウェイト小計 |

(2) 財務内容の改善に関する特記事項

○財務分析結果を活用し、経営協議会委員意見を積極的に反映した予算執行・予算編成

国立理工系単科大学（13大学）と比較を行った財務分析レポートを作成し、その内容を分析して経営協議会に報告し、分析結果を踏まえた対応方針を検討・策定するとともに、経営協議会委員からの予算執行等に係る指摘等を踏まえた対応方針を策定し、予算執行モニタリングの強化や業務達成基準適用事業の拡充、インセンティブ制度の創設等、平成23年度補正予算及び平成24年度当初予算の編成に積極的に活用・反映した。

○ハイブリッドなインセンティブ制度創設をはじめとする総合的な研究支援の拡充

平成22年度創設の「研究費貸付制度」による研究支援を一層推進する観点から、学内関係部門が相互に連携して、教員へのインセンティブ付与による効果的な研究支援方策について検討し、「研究費貸付制度」における科学研究費補助金未申請教員の研究費留保分を財源として活用するハイブリッドな「インセンティブ制度」を創設し、平成24年度から以下のとおり実施されることとなった。

①外部資金獲得に係るインセンティブ：間接経費が措置される外部資金を獲得した教員に対し、間接経費の10%相当額を研究費として配分

②地域連携促進に係るインセンティブ：地域貢献・地域連携活動の取組内容・実績が顕著な教員に対し、総額100万円の範囲内で研究費として配分

また、本学の研究支援に係る基本方針を体系化・明確化する観点から「研究支援ポリシーと研究支援戦略」を策定するとともに、女性研究者支援制度の拡充やテニュアトラック制度の導入に向けて検討し、基本となる制度設計を完了するなど、総合的な研究支援の拡充を図った。

○外部資金獲得促進による教育研究活性化のためのプロジェクトチームの新設

文部科学省等関係機関における教育研究関連補助金事業への積極的な申請による外部資金獲得を促進するため、事務部門関係課同士の横断的な連携協力体制を一層強化する観点から、「補助金事業申請等に係るプロジェクトチーム」を新たに設置して会議を定期に開催し、関係各課の知見を総結集するとともに、理事及び研究科長の参画・助言も得て、申請事業選定や事業計画策定、文部科学省等からの情報収集、申請書類のブラッシュアップ等を積極的に行うことにより、平成24年度補助金事業への計画的な申請に繋がった。

○研究内容とのマッチングによる競争的資金への応募の促進

各種競争的資金等の公募内容やスキームと、本学教員の研究内容や、過去に競争的資金に応募した際の申請内容等とのマッチングを行うことにより、競争的資金への応募を促す取組を開始した。具体例として、京都市が実施する「京都発革新的医療技術研究開発助成事業」の公募に対してこの取組を採用し、マッチングを行った結果、教員3名が当該競争的資金に応募し、2名が採択された。

○近隣私立大学との施設の相互利用

京都ノートルダム女子大学が自大学のキャンパス再開発工事中に使用する施設として本学キャンパス内に校舎「ノートルダム館」を建設し、平成23年4月から本学もこの校舎を利用して講義を行うとともに、京都ノートルダム女子大学も本学の講義室を利用している。

また、このノートルダム館は、京都ノートルダム女子大学のキャンパス再開発工事が終了する平成26年4月には本学に無償で譲渡されることが決まっております。施設の有効利用が図られることとなっている。

○PFIによる新学生寮の整備

現学生寮の老朽化に伴う新学生寮の整備に当たり、PFIの一種であるBOT方式（建物譲渡特約付事業契約）を採用することとし、整備・運営に当たる事業者との契約を平成23年10月に済ませた。

上記方式の採用に伴い、新学生寮の設置に当たって、本学が所有する土地を公募により選定した上記事業者へ賃貸し、その事業者の費用により学生寮を建設、完成後25年間は事業者が自らの費用で管理運営し、期間終了後本学に無償譲渡されることとなる。この方法を採用することで、日本人学生、留学生両方を対象とした約300戸を有する新学生寮を、より安いコストで整備・運営することが可能となる。平成25年4月の供用開始を目指して整備を進めているところである。

なお、従来の学生寮は本学キャンパスから離れた場所にあったことから、本学キャンパスの隣接地に土地を所有していた学校法人ノートルダム女学院と、平成24年3月に土地の交換を行った。このことにより、新学生寮をキャンパスに近い場所に建設することが可能となった。

○複数年契約によるコスト削減等

今年度、新たに、清掃業務契約（平成23年4月～平成25年3月）、嵯峨団地の電力契約（平成23年4月～平成25年9月）について複数年契約を締結したことで、年間1,200千円のコスト削減を図ることができ、また、発注業務の省力化にも繋がった。